報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年１月30日

恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）に関する意見募集の結果

総務省は、恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）について、令和７年11月11日(火)から同年12月10日(水)までの間、意見募集を行ったところ、４件の御意見を頂きましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

１　改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、同法別表に恩給関係事務及び国会議員互助年金関係事務が規定され、個人番号を利用した情報連携（以下「情報連携」という。）が関係法令上可能となりました。

これを受けて、総務省政策統括官（恩給担当）においては、令和８年４月から情報連携を実施することによって、恩給等請求手続に必要な提出書類等の一部を省略できることとし、請求者の負担軽減を図ることとしています。

本件は、これを踏まえ、請求書等に個人番号記入欄を追加するなど、恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）等を改正するものです。

２　意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

３　資料の入手方法

本改正に係る資料は、電子政府の総合窓口[e-Gov]（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。また、総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室（総務省第２庁舎５階）においても閲覧に供するとともに配布します。

４　省令の公布・施行

本意見募集の結果を踏まえた「恩給給与細則等の一部を改正する省令」が、本日公布されました。

本省令の施行日は、令和８年４月１日です。

連絡先
総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室
担当：御所窪補佐、高田官
電話：０３－５２７３－１３０６（直通）
E-mail：onkyukikaku1_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

別紙

「恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）に関する意見募集」に対して提出された意見及び総務省の考え方

■意見募集期間：令和７年 11 月 11 日（火）～同年 12 月 10 日（水）
■提出意見数：４件
※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	１．意見の趣旨 本改正案では、個人番号を活用した情報連携の導入により、恩給関係事務および旧国会議員互助年金関係事務における提出書類の一部省略が可能となるとされています。 合理化の方向性自体には一定の理解を示すものの、改正対象に「廃止された旧国会議員互助年金制度の受給者およびその遺族」が含まれている点について、制度の公平性・倫理性・行政資源の使途の観点から強く疑義を呈します。 ２．制度の背景と現状 旧国会議員互助年金制度は、昭和 33 年に創設され、平成18年に廃止されました。廃止に至った背景には、特権的制度との批判や、他の公的年金制度との不均衡がありました。しかし、廃止前に受給資格を得た元議員およびその遺族に対しては、附則により旧制度の効力が継続され、現在も給付が行われています。	本件は、年金などの社会保障制度などにおける個人番号の利用を徹底するとの方針（※）の下で、広く国民が個人番号制度の利便性を享受するための取組の一環として行うものであり、国会議員互助年金受給者についても、申請手続の負担軽減を図ることは意義があると考えております。 なお、総務省は国会議員互助年金の支給事務を行っておりますが、その制度は所管しておりません。国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、頂いた御意見は関係機関にお伝えします。 ※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）	無

		このような経過措置は、法的には有効であるとしても、制度の廃止から 20 年近くが経過した現在において、国民的説明責任を果たしているとは言い難く、制度の持続可能性や公平性の観点から再検証が必要です。 ３．提案 以下の点について、制度の再検討および改正案の修正を求めます。 廃止された旧国会議員互助年金制度に基づく給付の継続について、国民的説明責任を果たすこと 同制度の受給者に対する情報連携の対象化について、行政資源の使途としての妥当性を再検証すること 現役の生活困窮者や遺族への支援を優先し、制度の公平性を確保すること ４．結語 制度の合理化は重要ですが、廃止された制度の受給者に対して特別な配慮を続ける一方で、現役の遺族や高齢者が制度の複雑さに苦しむ構造は、持続可能な社会保障制度のあり方として再考されるべきです。 以上、制度の倫理性と公平性の観点から、改正案の		

		見直しを強く求めます。		
2	個人	恩給受け取りの改定という事らしいが、 そもそも、汚職や不祥事の発覚した議員に、恩給など支払うのは おかしいのではないか。 公僕の義務を果たさない者に 追い銭の様な物をくれてやる心情など、今の政府を見ていると 到底 起こらない。 ペナルティとして恩給を停止すべきだ。	本件は、個人番号を利用した情報連携を実施することによって、恩給等請求手続に必要な提出書類等の一部を省略できることとし、請求者の申請手続の負担軽減を図るものです。	無
3	個人	私は、本省令案が目指す恩給請求手続の簡素化、提出書類削減、本人負担の軽減という方向性に賛同します。マイナンバー制度を活用した情報連携により、戸籍証明書や課税証明書などの書類提出を省略できることは、受給者の高齢化が進む中で特に重要であり、行政サービスの質を高めるものです。この点については強く支持します。 しかし、本改正はあくまで手続の改善であり、制度の根本である生活保障機能については改善が行われていません。現在の物価上昇の状況を踏まえると、支給額が実質的に生活実態に追いついていない問題を無視することはできません。よって、本意見では手続簡素化に賛同しつつ、制度全体が抱える課題として支給額の実質的な目減りが進んでいる点について強い問題意識を示します。 まず、現在の恩給制度では物価変動を反映した調整	賛同の御意見として承ります。 なお、恩給年額の改定に関する御意見については、参考意見として承ります。	無

		が行われていますが、その指標となる消費者物価指数は平均的な家計を対象としたものであり、高齢者の生活構造を十分に反映したものではありません。高齢者の支出は、食料、光熱費、医療費といった値上がりの大きい項目に偏っており、近年の物価上昇の影響を平均以上に受けています。実際に生活実感としては、名目上の調整額では明らかに追いついていません。 特に二〇一五年以降、日本の物価動向は明確に変化しています。それ以前は長く物価が横ばいで推移していましたが、二〇一五年以降は緩やかな上昇に転じ、二〇二一年度以降は円安や原材料価格の高騰、人件費の上昇など構造的な要因によって継続的なインフレ局面に入っています。現在の恩給の調整はこの構造変化に十分対応しているとは言えません。 また、高齢者が負担を強いられている生活費上昇については、支給額の調整だけではなく、指標そのものの見直しが必要です。例えば、高齢者の支出割合を反映した独自の生活費指数を用いたスライド制や、急激なインフレ発生時に臨時の補填措置を行う制度設計などが考えられます。欧州では高インフレ時に臨時補正を行う例もあり、日本でも生活保障としての役割を果たすためには制度的に必要な対応です。 今回の省令案は、マイナンバーや情報連携を活用することで、手続を効率化し受給者の負担を軽減する		

		ものであり、その意義は大きいと言えます。しかし、制度全体として考えれば、最も深刻な課題は受給者の生活実態に対して支給額の実質的な価値が年々低下していることです。これを放置すれば、手続の効率化が進んでも生活保障としての役割は果たせません。 恩給制度は元々、国に尽くした方々の生活を国家が責任を持って支えるための制度です。この理念を守るためにも、単に事務手続を改善するだけではなく、支給額の実質価値の維持を制度の中心に置いた見直しが必要だと考えます。 よって私は、本省令案の方向性を支持しつつ、あわせて以下の改善を強く求めます。 一、高齢者の生活費構造を反映した独自指数による支給額調整の検討 二、急激なインフレ時に臨時の補填措置を行える制度の創設 三、現行の消費者物価指数に依存した調整方式の限界を認識し、実質購買力の維持を制度目的に明記すること 四、今回の省令改正を契機として、手続だけでなく制度そのものの生活保障機能を強化すること 今回の省令改正は受給者の負担軽減に資するものであり賛同します。しかし、それだけでは生活を守る制度になりません。急激な物価上昇に対して支給額		

		が実質的に追いついていない状況を改善し、恩給制度が本来の目的である生活保障として機能し続けるよう制度全体の改善を強く要望します。		
4	個人	恩給および旧国会議員互助年金関係の手続について、マイナンバーによる情報連携を活用し、戸籍・課税証明・年金通知・通帳コピー等の提出を省略できるようにする本改正案に賛成します。高齢の請求者を含めた手続き負担の軽減と、行政事務の効率化の両面で妥当な見直しだと考えます。	賛同の御意見として承ります。	無